

より良い消費を心がけよう

5月は消費者月間です

令和5年度の消費者月間の統一テーマは「デジタルで快適、消費生活術〜デジタル社会の進展と消費者のくらし〜」です。消費者一人ひとりの行動は、社会・経済・政策にも影響を与え、安全・安心で公平な地域や国、世界をつくることにつながります。

「消費」を考えることは自分と未来を考えることです。今一度、日々の生活を見直し、より良い消費を心がけましょう。

次の①〜⑥の「要点」に気を付け、よく考えて選択する消費者行動をしましょう。

① 選ぶための情報を取り入れる

- 食品、製品、サービスなど、身の回りの消費財の安全性は確かですか？
- 食品ロスなどの無駄につながるような消費の仕方をしていませんか？

② 物やサービスを適正に使用する

- 製品事故を防ぐために、取扱説明書をよく読んでいますか？
- 子どもの誤飲やけがなどを防ぐため、製品の使用方法に注意していますか？
- 欠陥品の回収などのリコール情報に関心を持っていますか？

③ お金について考える

- 先々の暮らしに必要なお金の計画を立てていますか？
- 多様化する決済サービスの仕組みを理解していますか？

④ 契約のルールやリスクを知る

- ものやサービスの売買に伴う「契約」は慎重に取り組んでいますか？
- ネットでの契約によって生じるトラブルを避けるため、掲載情報をしっかり確認していますか？
- 事業者からの情報や広告をつのみにしていませんか？

⑤ 環境に配慮する

- まだ利用できるものを安易に捨てていませんか？
- 消費しきれないほどのものを購入していませんか？

⑥ 「エンカル消費」(*)を心がける

- (*)地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。
- 「地産地消」で、エネルギー削減や地域貢献に努めていますか？
- 被災地の特産品を購入するなど、復興支援に貢献していますか？
- 環境保全や温暖化抑制に配慮して、「エコ商品」を選んでいませんか？
- 適正価格で取引された商品（フェアトレード商品）を買っていますか？
- 輸入先の国や地方の経済情勢や労働環境の改善、また環境破壊の抑制に配慮していますか？



特殊詐欺、消費者トラブルのパネル展示を行います

【とき】 5月17日（水）〜31日（水）

【場所】 町立図書館

◆問い合わせ先 交通環境政策課 環境政策担当 ☎ 0748-52-6578

『春の全国交通安全運動』が実施されます

5月11日（木）から20日（土）までの期間「春の全国交通安全運動」が実施されます。悲惨な交通事故を無くすため、交通事故防止に向けた重点項目を挙げて取り組みます。

【交通安全運動の重点項目】

- ① こどもをはじめとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



◆問い合わせ先 交通環境政策課 環境政策担当 ☎ 0748-52-6578

マイナポイントの受け取りを希望される方へ

マイナンバーカードの受け取りはお早めに!

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方のマイナポイントの申し込み期限は**令和5年9月末日**に延長されました。

マイナポイントをもらうためには、カードを受け取り後、マイナポイントをもらうための手続きが必要です。

マイナポイントの受け取りを希望される方は、お早めにマイナンバーカードをお受け取りください。



マイナポイントアプリ

マイナポイントの申込期限	令和5年9月30日(土)
カードの新規取得等に対するポイントに係るチャージ・お買い物期限	※一部の決済サービスにおいては、9月30日以前の異なる期限を設定していることがあるため、ご注意ください。
健康保険証利用申込期限	
公金受取口座の登録期限	

詳しくは、

マイナポイント

検索

または



総務省ホームページ

◆問い合わせ先

◇マイナポイントについて

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)

☎ 0120-95-0178 ※フリーダイヤル後「5番」

受付時間 平日: 9:30 ~ 20:00

土日祝: 9:30 ~ 17:30

◇マイナンバーカード交付・申請について

住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571

大谷公園野球場の使用料金を改定します

野球場のリニューアルに伴い、6月1日(木)から使用料金を改定します。

詳しくは町のホームページをご覧ください。大谷体育館までお問い合わせください。



日野町ホームページ

◆問い合わせ先

大谷体育館 ☎ 0748-52-5379

建設計画課都市計画担当 ☎ 0748-52-6567

森林の伐採には事前に届出が必要です

森林の立木を伐採する場合には、事前に森林の所在する市町村へ伐採届を提出しなければなりません。

令和5年度から新たに届出者の本人確認書類の添付と隣接森林所有者との境界確認状況がわかる書類の添付が必要となりました。

また、太陽光発電設備の設置を目的として開発行為を行う場合は0.5ha以上のものについて滋賀県の林地開発許可が必要となりました。

なお、1ha以上の開発行為を伴う伐採については県の林地開発許可が必要です。

○対象となる森林

届出の対象となる森林は滋賀県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。対象の森林は滋賀県のホームページに掲載されている森林計画図で確認できます。

○届出の対象となる伐採の例

・森林施業(主伐・間伐)による伐採
※除伐の場合は不要です。

・宅地や資材置場への転用など森林以外の用途に使用するための伐採
・電力会社による線下伐採など

その他の場合でも伐採届の提出が必要となる場合がありますので事前に左記までお問い合わせください。

○添付書類

・運転免許証など届出者の氏名・住所がわかる書類の写し
※令和5年度より追加

・隣接森林所有者との境界関係書
※令和5年度より追加

・登記事項証明書など土地所有者が確認できる書類の写し

・伐採する場所の位置、伐採範囲が分かる図面

・契約書など、届出者と土地所有者の関係性が分かる書類

※届出者と土地所有者が異なる場合
※届出内容の確認のためにその他の書類の添付を求める場合があります。

○届出の提出期間

伐採を開始する日の90日前から30日前までの間



◆問い合わせ先

農林課

農林振興担当

☎ 0748-52-6563